

## 第3章 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

### 1 国土交通省管理河川の重要水防箇所

国土交通省（帯広開発建設部）管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、資料編4-3のとおりである。

※資料編4-3：音更町重要水防箇所一覧

※資料編4-5：重要水防箇所評定基準

### 2 道管理河川の重要水防箇所

道（帯広建設管理部）管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、資料編4-3のとおりである。

※資料編4-3：音更町重要水防箇所一覧

※資料編4-5：重要水防箇所評定基準